

# 集会施設機能強化支援事業費補助金のご案内

自然災害への備えとして、各地区の集会施設に物品・設備を整備する費用を補助します。

## ✔ このような物品・設備が補助対象です

対象事業	具体例	上限額
①家電	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫 など	50万円
②ミーティングセット	テーブル・椅子など ※会議等で使用するもの一式	
③物置	地域で管理する機器・備品を格納するもの	
④シャワー室	長期避難生活の衛生管理に活用できるもの	100万円
⑤その他	町長が必要と認めるもの	町長が定める額

※ 新品・中古品いずれも可。ただし1点あたり10万円以上のものに限ります。

## ✔ 補助対象となるのは、町内会および自治会等です ※ 個人は対象外

## ✔ 補助率は、補助対象経費の10分の9です ※ 残りは町内会および自治会等負担

## ✔ 申請回数に制限があります

1年度あたり 対象事業①～⑤のうち1事業 かつ1回 まで

## ✔ 期間内に手続きしてください

令和8年4月1日～令和11年3月31日

## ✔ 申請するときは、下記の書類が必要です

- ▶ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ▶ 見積書の写し（内訳が確認できるもの）
- ▶ 仕様が分かる資料（仕様書、カタログなど）
- ▶ 設置場所が分かる図面
- ▶ 設置場所の現況写真
- ▶ 地域の合意が分かる書類（住民総会・理事会等の議事録等の写し）
- ▶ 地域団体の概要資料（団体規約、役員名簿など）



## ❗ 補助金の交付決定を受ける前に、契約・購入・工事着手をした場合は、補助対象にはなりません。

【問い合わせ先】 穴水町役場 総務課（監理管財室）  
電話番号：0768-52-3625 FAX番号：0768-52-1196  
メールアドレス：kanzai@town.anamizu.lg.jp

# 集会施設機能強化支援事業費補助金のご案内（続き）

## ✓ 申請から補助金受取までの流れ

- ① 事前相談 → 役場へご相談ください
- ② 交付申請 → 申請に必要な書類を揃えて提出します
- ③ 交付決定通知 → 町から通知が届いたら事業を開始できます
- ④ 物品購入・設置 → 事業者と調整の上事業を実施してください
- ⑤ 実績報告 → 実績報告に必要な書類を揃えて提出します
- ⑥ 補助金確定・交付 → 補助金をお振込みします

## ✓ よくある質問

- Q. どのような家電が対象ですか？  
A. 長期避難所生活に活用するもので、かつ、1点あたり税込10万円以上のものです。  
判断が難しい場合は、役場へご相談ください。
- Q. ミーティングセットの場合、椅子1脚あたり税込10万円以上でないと対象にならないですか？  
A. 会議等で使用する際に必要な数のテーブル・椅子一式で、税込10万円以上としてください。
- Q. 申請は、年に何回もできますか？  
A. 1年度あたり1事業かつ1回までです。
- Q. 家電とミーティングセットを購入する場合、補助金は100万円になりますか？  
A. 1年度あたり1事業までですので、家電か、ミーティングセットの購入のどちらかになります。  
なお、上限額は50万円になります。年度を分けて申請してください。
- Q. 物置とシャワー室を設置する場合、補助金は150万円になりますか？  
A. 1年度あたり1事業までですので、物置か、シャワー室の設置のどちらかになります。  
なお、上限額は物置の場合50万円、シャワー室の場合100万円になります。
- Q. 事業が完了しました。いつまでに実績報告すればよいですか？  
A. 完了後30日以内、または、3月31日までに必要書類を提出してください。

## ❗ このような物品・設備は補助対象になりません

- 消耗品に係る費用
- 修繕費（修理・部品交換など）
- 電気料金・水道料金等の維持管理費
- その他町長が不相当と認める経費

